

補助金制度等による協働の推進について

1 検討事項（案）の抽出【前回会議の続き】

（1）市民活動団体と多様な主体との協働を補助対象とすることについて

現状	検討事項
市民活動応援補助金 スタート：上限10万円・100%、1団体1回 ステップA：上限20万円・70%、1事業3回 ステップB：上限30万円・50%、1事業3回	①補助金制度に〔仮称〕協働コースを新設 ＊多様な主体との協働を促進 ②提案型協働事業を補助金制度に集約 ＊活動初期から発展期まで包括的に支援
提案型協働事業 市の負担上限100万円目安、1事業3回	③各コースの補助内容の検討 ＊各コースのバランスを考慮して検討

（2）協働のコーディネーターや伴走支援について

- ①市民活動団体と多様な主体との協働や連携を支援するコーディネーターの確保
- ②UMECOと市の役割

（3）その他の事項

①UMECOが実施する他の事業への影響

資金支援に関する事業	UMECO市民活動応援補助金、アクティブサロン など
協働の推進に関する事業	団体交流会、地域とのネットワーク事業、企業とのネットワーク事業、企業・NPO・学校パートナーシップ など

②市役所各課が所管する非営利団体への補助金と市民活動応援補助金の比較

令和3年10月の庁内照会の結果（回答 21件）

- ・交付対象者を市の協力団体や全市的な団体に限定するものが多く、公募は3件（商店街対象2件、主に介護事業所を想定1件）のみである。
- ・補助率が高く、委託・共催に近いものや、既存の市の取組に影響が及ぶものが多い。

市民活動応援補助金との比較

- ・市民活動団体が応募できる市の補助金は、基本的には市民活動応援補助金のみである。
- ・市民活動応援補助金も補助率が高いが、市の委託・共催・協力的な事業とは性質が異なる。市民活動応援補助金の目的は、市民活動の活性化による市民主体のまちづくりの推進であり、具体的には「企画運営の経験を通じた市民活動団体の成長支援」と「市民活動団体による主体的な事業の推進」だと考えられる。なお、こうした目的の達成手段としては補助金以外の方法も有効であるため、UMECOが各種事業を実施している。

2 スケジュール（案）

（1）検討のスケジュール（案）

時期		検討内容	市民活動応援補助金	提案型協働事業
R3.10	③	他市事例の紹介	〈R4〉公募（10～12月）	—
R3.12	④	検討事項の確認 検討スケジュールの確認		—
R4.2	⑤	補助金制度等の見直し案の検討（1） ・〔仮称〕協働コース案の提示	〈R4〉1次審査	〈R5〉市民提案の募集内容の確認
R4.3	⑥	—	〈R4〉2次審査	—
R4.5	⑦	補助金制度等の見直し案の検討（2） ・各コースの補助内容の検討	—	〈R5〉市民提案の公募（4～5月） 〈R5〉行政提案の庁内募集（4～6月）
R4.7	⑨	補助金制度等の見直し案の検討（3） ・制度運用における支援のあり方（コーディネーターなど）の検討	—	—
R4.8	⑩	補助金制度等の見直し案の検討（4） ・制度見直しによる影響の確認	〈R5〉募集内容の確認	〈R5〉市民提案の1次審査 〈R5〉行政提案の公募
R4.10	⑪	補助金制度等の見直し案の検討（5） ・制度見直し後の募集・審査等のスケジュールの確認	〈R5〉公募（10～12月）	〈R5〉市民提案の2次審査 〈R5〉行政提案の審査
R4.11	⑫	報告書（答申）の検討		—
R5.2	⑬		〈R5〉1次審査	—
R5.3	⑭	—	〈R5〉2次審査	—
R5.5	⑮	報告書（答申）の最終確認	—	—

（2）制度の見直しの時期

- ・制度の見直しを行う場合、検討に要する時間や周知の期間を考慮すると、早くても令和6年度分からの見直しとなる。

〔備考〕市民活動応援補助金の募集や視察等をUMECOが指定管理業務として行っているが、現在の指定管理期間は令和5年度までで終了する。本委員会での検討を踏まえながら、令和6年度以降のUMECOの役割を改めて位置付ける予定である。